

令和 7 年度
吹田市情報通信基盤網再構築業務
調達仕様書

吹田市 行政経営部 デジタル政策室

目次

1	仕様書概要説明	4
(1)	本仕様書の位置づけ	4
(2)	目的	4
(3)	本市の捕捉している課題	5
(4)	調達の概要	5
(5)	構築完了時期	6
(6)	機器納入場所	6
2	現行システム	6
(1)	物理構成	6
(2)	論理構成	6
3	調達仕様	6
(1)	対象範囲	6
(2)	業務要件	6
(3)	システム要件	7
4	ハードウェア	7
(1)	センター側拠点接続用ルータ	8
(2)	センター側 L3 スイッチ	8
(3)	本庁側 L3 スイッチ	8
(4)	拠点側センター間接続用 L2 スイッチ	8
(5)	拠点側ルータ	8
(6)	拠点内 L2 スイッチ	9
(7)	ルータコントローラ等	9
(8)	内線用交換機	9
(9)	VoIP ゲートウェイ	10
(10)	IP 電話機	10
5	構築仕様	10
(1)	移行要件	10
(2)	ハードウェア設置・設定作業	11
6	データセンター要件	12
7	保守要件（参考）	12
8	納品物	15
9	実施体制	16
10	費用	17
11	遵守事項	17
(1)	情報守秘	17

（２）保有する認証等の提示	18
12 その他	18

1 仕様書概要説明

(1) 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、吹田市（以下、「本市」という。）市役所本庁舎及び出先機関における情報通信基盤網の更改に関して、要件を取りまとめたものである。本仕様書は市の調達する物件に適用する。なお、本仕様に示す物件の仕様等について主要事項を示したものであり、明記されていない事項であっても、物件が当然備えるべき事項については含まれるものとする。本市では以下のとおり本庁、出先拠点間のネットワークを構築、拡張している。

今回、令和3年に更新した情報通信基盤網を再構築する。

平成10年 庁内LAN敷設

平成11年 インターネット接続

平成12年 出先拠点ISDN接続

平成13年 住民情報系ネットワーク敷設

平成15年 ダークファイバによる情報通信基盤網構築

平成20年 住民情報系ネットワークをダークファイバ網に収容

ISDN接続拠点を従量課金サービスから定額サービスへ移行

平成21年 ダークファイバ網再構築

ISDN接続拠点を光回線化

平成26年 ダークファイバ網契約を1年延長

平成27年 情報通信基盤網更新

令和3年 情報通信基盤網更新

(2) 目的

ア 市役所本庁舎及び出先機関のネットワーク通信に係るサービス提供を受けることにより、以下のことを実現する。

(ア) 住民情報系システムの安定稼働

(イ) 行政情報系システム（グループウェア・財務会計システム等）の安定稼働

(ウ) (ア) (イ) 以外の業務システム（図書館・学校・下水道監視等）の安定稼働

(エ) IP内線電話による高品質な通信

特に(ア)については、システム障害時における市民サービスへの影響が大きいことから、障害発生の防止及び障害発生時の迅速な対策について、特段の考慮が必要である。

イ 機器のデータセンターへの設置

現行機器について吹田市庁舎へ設置しているが、データセンターへの設置を必須とする。本市の求める仕様に基づいたデータセンターを用意したうえで、本市情報通信基盤網への接続（拠点化）又は庁内ネットワークに接続するネットワーク構築を行うこと。

ウ ネットワーク・機器構成の見直しによりコスト削減と柔軟なネットワーク運用

を実現する。

エ 職員の柔軟な働き方への改革や、今後、国が示す『国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会』等の将来像に準じた新たなネットワークモデルへの移行を進めるにあたり、吹田市が実装しているネットワークの三層分離を変更する必要があると認識している。今後のビジョンを示し、それに伴う柔軟な変更が可能となるように拡張性を具備すること。

(3) 本市の捕捉している課題

本市の捕捉している課題は以下の通りである。調達にあたり他の課題を捕捉した場合にはその対応も提案及び解決を行うこと。

- ア 新規事業の立ち上げに伴う情報システム導入や出先拠点追加・廃止等の行政業務の変化への柔軟な対応。
- イ IP 電話の品質・利便性の向上。
- ウ 保守サービスの迅速性。
- エ 各拠点に見合ったネットワーク設計の最適化。

(4) 調達の概要

調達機器、情報通信基盤網に関わる構築、運用、及び保守の概要は以下のとおりとする。なお、詳細についてはそれぞれの仕様書のとおりであるが、各機器の役割を満たすことができれば、別構成での提案も可とする。

ア ハードウェア

- (ア) センター側拠点接続用ルータ
- (イ) センター側 L3 スイッチ
- (ウ) 本庁側 L3 スイッチ
- (エ) 拠点側センター間接続用 L2 スイッチ
- (オ) 拠点側ルータ
- (カ) 拠点内 L2 スイッチ
- (キ) ルータコントローラ等
- (ク) 内線用交換機
- (ケ) VoIP ゲートウェイ
- (コ) IP 電話機

イ 回線

想定する回線は別紙 3-5 のとおり。想定と同等若しくはそれ以上の提案をすること。

ウ 本仕様書「上記ア ハードウェア」(ア)(イ)をハウジングするデータセンター。

エ 構築

(ア) 現場調査

(イ) 情報通信基盤網設計

(ウ) 情報通信基盤網構築

(5) 構築完了時期

令和9年3月31日(なお、検収のため10日以上の間を設けること。)

(6) 機器納入場所

本案件にて調達するデータセンター。

2 現行システム

(1) 物理構成

現行システムの物理構成は事業者が提供する専用線及び閉域網にて構成している。回線のルーティングは本庁のL3スイッチにて実施し、各拠点ではルータまたはL2スイッチを終端としている。また、回線を使用してIP電話網を構成しており、本庁に管理サーバ(コールマネージャ)を配置、各拠点にはIP電話機もしくは拠点内交換機に接続するゲートウェイを配置している。詳細は別紙3-3に記載のとおり。

(2) 論理構成

業務用途ごとに個別のネットワークを構成しており、各ネットワーク間の通信は遮断することでセキュリティ対策を実施している。

3 調達仕様

(1) 対象範囲

今回の調達は、本仕様書「2 現行システム」に記載しているすべての回線・機器の更新、及びデータセンターを対象範囲とする。なお、対象とする拠点については別紙3-4を参照すること。

(2) 業務要件

ア 各業務ネットワークにおいて可能な限り既存のシステムがIPアドレスやデフォルトゲートウェイの変更無く従前どおり利用できること。セグメント間ルーティングも従前通り行うこと。なお、やむを得ず変更する場合には、既存システム業者及び関連業者と協議の上、滞り無く構築すること。

イ IP内線電話についても、現状と同様に電話機もしくはゲートウェイを配置し、従来

どおり拠点間で通話できること。内線電話機は保留、転送など現行器機と同等の機能を具備すること。内線電話番号は現在のものを引き継ぐこと。ゲートウェイ拠点の内線電話交換機に必要なインターフェースに対応した機器を設置、接続すること。

ウ IP 内線電話用交換機について、データセンターに配置またはクラウド上の仮想交換機についても設置可能とする。但し、クラウドについてはプライベートクラウドとし、インターネット回線を用いないこと。

エ ゲートウェイ拠点においては、ゲートウェイと内線電話交換機の接続及び通話品質保持に関して、受託者が各拠点担当者（吹田市職員である以下同じ）及び電話交換機保守業者と直接調整を行い、設置、設定作業を行うこと。

オ 各業務ネットワーク、IP 内線電話について従前以上のレスポンス、通信品質を確保すること。

カ 本仕様書「6 データセンター要件（6）」に記載のとおり、新たに仮想化基盤システムを構成するスイッチを設置し、本案件で調達する L3 スイッチと接続する予定をしている。関係ベンダと協力の上、必要な対応をすること。

（3）システム要件

ア 現行の本庁舎に集約した構成を見直し、データセンターに機器を設置し、ネットワークにおいてもデータセンターに集約する。本庁の被災時でも他の代替拠点にて業務が行えるような構成であること。

イ 現行システム（別紙 3-3）と同等若しくはそれ以上の通信を可能とし、かつセキュリティ機能を実現すること。

ウ 基盤網を構成する回線は、回線事業者の閉域網を利用すること。

エ 想定している回線帯域・サービス品質は別紙 3-5 のとおりとする。

オ サービス提供期間内の拠点追加、廃止に対応できるネットワーク構成とすること。

カ 各拠点スイッチのポート数は使用する業務ネットワーク数の 2 倍以上とすること。但し IP 内線電話機を接続する拠点（非ゲートウェイ拠点）は電話機の台数分 IP 電話用ポートを用意すること。

（Ex）別紙 3-4 拠点番号 7 さんくす図書館であれば、行政、図書、IP の 3 つの業務ネットワークが存在するため、6 ポート以上となる。

キ 本庁とデータセンター間の回線は複数の回線を用意し、片方の回線が途切れた場合でもサービスが継続して利用できること。

4 ハードウェア

構成図（案）は別紙 3-2 のとおりとする。各機器の役割を満たすことができれば、別構成とすることも可とする。

(1) センター側拠点接続用ルータ

ア 概要

各出先拠点と閉域網にて接続するルータ。

イ 基本要件

(ア) 10GbE に対応するインターフェースを 2 ポート以上実装していること。

(イ) QoS 機能に対応していること。

(2) センター側 L3 スイッチ

ア 概要

本庁舎に設置している L3 スイッチと同機能を持つスイッチ。

イ 基本要件

(ア) データセンター側 L3 スイッチとの接続は 10G×2 本以上の接続とし、回線冗長を担保すること。

(イ) QoS 機能に対応していること。

(3) 本庁側 L3 スイッチ

ア 概要

移動できない既存のシステム・サービスをデータセンター側まで延長する

イ 基本要件

(ア) データセンター側 L3 スイッチとの接続は 10G×2 本以上の接続とし、回線冗長を担保すること。

(イ) QoS 機能に対応していること。

(ウ) VLAN (ポートベース VLAN、タグ VLAN (IEEE 802.1Q) に対応していること。

(エ) SFP+ の NIC を搭載できること。

(オ) UTP 接続ポートとして、1 G リンクの 48 ポート以上を有すること。

(カ) リンクアグリゲーション機能に対応していること。

(4) 拠点側センター間接続用 L2 スイッチ

ア 概要

センター側 L3 スイッチと接続し、タグ VLAN をポート VLAN に変換できる L2 スイッチ。

イ 基本要件

(ア) データセンター側 L3 スイッチと接続すること。

(5) 拠点側ルータ

ア 概要

センター側拠点接続用ルータと接続するルータ。

イ 基本要件

- (ア) 1GbE に対応するインターフェースを 2 ポート以上実装していること。
- (イ) 任意の LAN インターフェースを WAN インターフェースとして利用できること。
- (ウ) LAN インターフェースを最大 8 個まで拡張でき、ポート構成の変更ができること。
- (エ) リンクアグリゲーション機能に対応していること。
- (オ) VLAN (ポートベース VLAN、タグ VLAN (IEEE 802.1Q) に対応していること。
- (カ) QoS 機能に対応していること。
- (キ) 本市が指定する拠点 (別紙 3-4 回線サービス種別を参照のこと。) については冗長化すること。

(6) 拠点内 L2 スイッチ

ア 概要

拠点側ルータと接続し、タグ VLAN をポート VLAN に変換できる L2 スイッチ。

イ 基本要件

- (ア) 1GbE に対応するインターフェースを 2 ポート以上実装していること。
- (イ) VLAN (ポートベース VLAN、タグ VLAN (IEEE 802.1Q) に対応していること。
- (ウ) SNMPv1/v2c/v3 による管理機能を有すること。
- (エ) ポート認証機能 (IEEE 802.1X 認証, MAC アドレスベース認証) を有すること。
- (オ) ACL に対応していること。

(7) ルータコントローラ等

ア 概要

センター側拠点接続用ルータおよび拠点側ルータをリモートでの全体管理 (設定情報の更新、稼働ログ、ファームウェアの更新、死活監視等) する機能を持つ機器。

(8) 内線用交換機

ア 概要

各拠点間の内線を収容する交換機。内線交換機の形態はクラウドタイプ・オンプレミスタイプのどちらでもよい。クラウドタイプの場合はクラウド側疎通用のルータも調達範囲とし、冗長構成を組むこと。オンプレミスタイプの場合は Active-Stanby 構成とし冗長化すること。

イ 基本要件

- (ア) SIP を利用した通信方式であること。
- (イ) VoIP ゲートウェイおよび単独の IP 電話機を収容できること。
- (ウ) 柔軟な番号計画が設定できること。
- (エ) 保留・転送など基本的な電話機能が利用できること。

(9) VoIP ゲートウェイ

ア 概要

既存 PBX の要求チャンネル数に合わせた VoIP ゲートウェイ

イ 基本要件

- (ア) IP 上の音声パケットを音声データに変換できること。
- (イ) 既存 PBX（構内交換機）と接続できるインターフェースを持つこと。
- (ウ) 必要な音声チャンネル分のインターフェースを準備すること。インターフェースが不足する場合は必要分の VoIP ゲートウェイを準備すること。

(10) IP 電話機

ア 概要

拠点用の内線 IP 電話

イ 基本要件

- (ア) PoE の給電または外部電源を用いること。
- (イ) Cat5e 以上の LAN ケーブルでの収容ができること。
- (ウ) 内線交換機について、クラウドタイプの場合はそれに準じた端末またはゲートウェイを用意すること。オンプレミスタイプの場合はそれに準じた端末を用意すること。

5 構築仕様

(1) 移行要件

ア システムの移行にあたって、可能な限り通信を維持した状態かつ短期間で実施すること。具体的にはシステム全体としては無停止もしくは夜間数時間程度の停止とすること。拠点ごとの停止時間は、最大で夜間数時間程度の停止とすること。

イ システムの移行にあたって、既存ネットワーク事業者と調整の上、安全に行うこと。

ウ 各拠点の新システム機器設置場所は原則として既存ネットワーク機器の設置場所とする。設置に関しては本市担当者と協議の上、その指示に従うこと。

エ 移行作業にあたり、移行計画の大日程を策定すること。拠点作業の日程調整を含む現地とのやり取りについては、受託者が実施すること。

オ 拠点作業日程は休日もしくは業務時間外を基本とし、業務時間内の移行は拠点担当

者と合意できた場合のみとすること。

カ 移行後、新システムの機器構成をネットワーク監視システムに反映すること。なお監視システムは InterMapper を使用している。

キ 起こり得るリスクやその影響を把握し、リスク低減及び回避策を提示すること。

(2) ハードウェア設置・設定作業

ア 各ネットワーク機器の設置設定作業に関しては、以下の要件を満たすこと。

(ア) 調達機器等の搬入・設置・設定作業にあたっては、業務の妨げや市民への迷惑とならないよう注意を払うとともに、施設を損傷しないよう十分な配慮を行うこと。また、受諾者が立ち会うこと。

(イ) データセンターへの搬入・設置・設定作業にあたっては、本市に事前に入館日時を申請すること。

(ウ) 電源配線およびネットワーク配線部材は、機器までの配線をタグで明確に示し、通行に支障がないように配線すること。

(エ) 設置する機器にはホスト名、契約情報（契約名、契約期間、会社名、連絡先等）、機器名がわかるラベルを取り付けること。

(オ) 敷設する配線には接続元・接続先がわかるラベルを取り付けること。

(カ) 各機器の調達台数は下表「機器別調達台数」を参照すること。

(キ) 調達機器は機器ごとに機種・バージョンを統一すること。

(ク) 導入する全ての装置について通信テストを含む動作確認を行うこと。

表：機器別調達台数

機器	台数
センター側拠点接続用ルータ	必要台数を調達のこと。
本庁側 L3 スイッチ	必要台数を調達のこと。
センター側 L3 スイッチ	必要台数を調達のこと。
拠点側センター間接続用 L2 スイッチ	必要台数を調達のこと。
拠点側ルータ	必要台数を調達のこと。
拠点側 L2 スイッチ	必要台数を調達のこと。
内線用交換機	必要台数を調達のこと。
VoIP ゲートウェイ	別紙 3-4 に記載の台数、またはそれ以上。
IP 電話機	別紙 3-4 に記載の台数、またはそれ以上。
IP 電話予備機	IP 電話機の 10%程度。
PoE インジェクターまたは PoE スイッチ	必要台数を調達のこと。

イ センター側拠点接続用ルータ

- (ア) 動的ルーティングを行うこと。
- (イ) IPIP を用いた閉域網に対し冗長性を確保すること。

ウ 本庁側 L3 スイッチ

- (ア) 既存機器と同等の設定を行うこと。

エ 拠点側センター間接続用 L2 スイッチ

- (ア) 既存機器と同等の設定を行うこと。

オ 拠点側ルータ

- (ア) L2TPv3 及び IPIP を複数セッションで切替えて使用できるように設定すること。
- (イ) 既存機器と同等のスタティックルートを設定すること。
- (ウ) 既存機器の設定を参照し業務に応じた ACL の設定を行うこと。

カ 拠点内 L2 スイッチ

- (ア) 既存機器と同等の VLAN (ポートベース VLAN、タグ VLAN (IEEE 802.1Q)) の設定を行うこと。

6 データセンター要件

- (1) データセンターは、24 時間 365 日の安定運用に向けた運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。
- (2) データセンターは、日本国内に立地し、日本国の法律が適用できること。
- (3) データセンターは、日本データセンター協会が定める、データセンターの堅牢性、可用性、セキュリティ性能を表す「データセンターファシリティスタンダード」における「ティア 3」と同程度以上の条件を満たすデータセンターであること。
- (4) 受託者及びデータセンターは、必要に応じて本市による立入検査に協力できること。
又は、本市は、データセンターの状況について、立入検査の代替として受託者より報告を受けることが可能であること。
- (5) ラックの床面固定工事（床面に固定するために必要な架台の設計・作製等を含む。）を含め、機器の搬入及びラックへの設置等を除く全ての工事費を調達範囲内に含むこと。
- (6) 本案件にて調達するデータセンターに、本市が追加でハウジングを実施する予定をしている。ついては、1 ラック（38U 100V/30A、200V/15A）を確保すること。

7 保守要件（参考）

本契約には含まないが、別途保守契約を締結する予定である。内容は以下のとおりであり、

それを前提として機器等の選定を行うこと。ただし、構築期間中の保守要件については、本調達の範囲内とする。

ア 保守範囲

接続対象拠点内に設置され各業務ネットワークを収容する機器までを保守分岐点とし、分岐点までの機器及び回線を常時安定稼働させるよう努めること。

イ 保守体制

- (ア) 基盤網の障害に対して 24 時間受付を行い、復旧対応については平日 9 時から 17 時 30 分とする。なお、緊急度が高いと本市が判断した場合はこの限りではない。
- (イ) 基盤網の障害原因を切り分け、適切な復旧措置をとること。
- (ウ) 拠点機器については必要数の予備機を用意し、保守作業完了までの所要時間を短縮すること。
- (エ) 基盤網の保守要員に対して機密保持に対する研修を行うこと。また、保守のために本市の施設に立ち入るときには、身分を明らかにした上で、施設の管理者の承認を得ること。
- (オ) 上記以外の要件が発生した場合は、契約の本旨に照らし、両者協議の上対応すること。

ウ 保守内容

- (ア) ハードウェア及びソフトウェアの内容に関する電話及びメール等による問い合わせに対する助言
- (イ) ハードウェア障害によるトラブル時の原因調査と復旧作業
- (ウ) 障害により機器装置等が正常に動作しないときの切り分け及び保守
- (エ) (ア) から (ウ) に定める作業に係る機器装置等の搬入及び現地調整
- (オ) サービスの提供範囲内で、受託者が改良、機能追加した最新ソフトウェアの提供
- (カ) ネットワーク構成変更時等におけるルーティング設定
- (キ) 各ハードウェアにおけるファームウェアの更新及びバージョン管理

エ 前項の保守業務は、次のいずれかに該当するときは、保守の対象外とする。

- (ア) 受託者の指示に反する機器装置等及びソフトウェアの用い方をしたとき。
- (イ) 受託者以外の者がハードウェア及びソフトウェアに変更・改良を加えたとき。なお、変更・改良を加えることについて、あらかじめ受託者に対して承諾を得ていた場合及び本仕様書「(3) システム要件 キ」に係る設定変更を行った場合については、この限りではない。

オ リモート保守

庁外からリモートで運用・保守を行う場合は、必要なセキュリティを確保する必要がある

ため、本市及び受注者が協議の上決定する。想定される対策は以下のとおり。

(ア) ガバナンス等全般的情報セキュリティ対策

- a リモート保守を実施する前に本市に報告し、承認後に保守を開始すること。なお、障害対策等の事前に承認を得ることが困難な場合には、速やかに事後報告を行うこと。
- b リモート保守を実施した記録を履行状況報告書に含めて本市に提出すること。
- c 本市職員または本市が委託する事業者がリモート保守に係る情報セキュリティ対策の整備及び運用状況を立ち入り等によって確認できること。
- d 当該リモート保守に関する情報セキュリティ要件について、所管省庁から確認を受けていること。

(イ) 物理的セキュリティ対策

- a リモート保守を行う拠点は ISO27001 (ISMS) の認証を受けた堅固なセキュリティで守られており、本市が承認した場所であること。
- b リモート保守を行う拠点外に業務上の情報を持ち出すことができない物理的セキュリティ対策を導入すること。

(ウ) 人的セキュリティ対策

- a リモート保守に携わる体制・人員について、保守開始前に本市に届け出ること。
- b リモート保守に携わる要員全てに個人ごとのユーザ ID を発行し、共有 ID を用いないこと。
- c 情報セキュリティに関するセキュリティ教育を定期的に受講した人員のみで体制を編成すること。

(エ) 技術的セキュリティ対策

- a リモート保守に用いる端末等のソフトウェア（ミドルウェア等を含む）は、修正プログラムを適用し、脆弱性の解消を行うこと。
- b リモート保守に用いる端末等について、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルを最新にした上で、リアルタイムスキャン設定を有効にすること。
- c リモート保守において、個人情報等の機微な情報を出力・修正ができない技術的な情報セキュリティ対策を実装すること。
- d 認証ログ、セッションログ、操作ログが2年以上保存され、改ざんされていないことを確保できること。
- e 機密性が確保された閉域網を用いること。
- f リモート保守セグメントから接続すること。
- g 通信内容の暗号化による秘匿性を確保すること。
- h ファイアウォール等の通信制御のための機器に例外的な設定を行う場合には、その設定により脆弱性が生じないようにすること。
- i リモート保守を実施する機器について、ファームウェアを適時に更新する等、適切に管理されていること。

(オ) その他事項

リモート保守に必要な費用は受注者の負担とすること。

(カ) 保守作業後の対応

- a 稼働状況の管理のため、定期点検や障害対応作業を行った場合は、作業実績報告書を提出し、本市の承認を得ること。
- b 保守対応後は業務処理確認または本番処理への立会を行うこと。また、必要に応じて環境変更後のドキュメント整備を行うこと。

8 納品物

現時点で想定している本業務の成果物を以下に示す。受託事業者は契約締結後、速やかにプロジェクト計画を作成し、納品成果物について本市の合意を得ること。

成果物の納品方法及び部数は別途協議とするが、基本的には電子媒体での一式納品を想定している。各作業工程終了後でも問題ないが、本市と合意した時期に納品すること。各種成果物は受託事業者内でも一元管理すること。

No.	成果物	内容	提出時期
1	業務計画書	作業スケジュール 体制および役割 品質管理方法 進捗管理方法 課題・リスク管理方法 会議体等	契約締結後速やかに
2	設計・仕様・設定書	要件定義及びシステムの設計及び各種設定をまとめたもの	初期打合せ完了後
3	テスト計画書	テスト計画をまとめたもの	テスト実施前
4	テスト結果報告書	テスト結果をまとめたもの	テスト実施後
5	移行計画書	移行作業の考え方をまとめたもの	移行前
6	移行結果報告書	移行結果をまとめたもの	移行後
7	マニュアル	各種マニュアル	構築完了時
8	構成図	ネットワーク構成図 拠点一覧表 拠点フロア図 工事写真 ポート収容図 内線番号一覧表 設置機器一覧表等	構築完了時
9	各種ライセンス資料	ライセンス等の書類	構築完了時

10	議事録	打ち合わせの議事録	打合せ後7日以内
11	システム概要図	新規参画者向けに視覚的に明確に本システム概要を伝えることを目的とした資料	構築完了時
12	その他	本市が指定する書類	随時

9 実施体制

(1) 作業要員

本業務を遅滞なく遂行できるように十分な体制を整えること。作業に従事するメンバーの氏名、役割および有する技術資格、過去に携わった地方自治体のネットワークの構築実績があれば明示するとともに、プロジェクト体制図についても明示すること。また、システム再構築業務開始後に体制を変更する場合には、事前に本市の承認を得ること。

ア プロジェクトマネージャー

本プロジェクトの責任者として、本市との総合窓口となり、プロジェクト管理を行うこと。プロジェクトマネージャーについては、本プロジェクト専任で作業に従事できること。なお、その他役割との兼任は認めない。

イ 品質管理責任者

本プロジェクトにおける全工程の品質管理、および納品成果物の品質の管理、および維持を行うこと。

ウ プロジェクトリーダー

プロジェクトリーダーは、本市の各業務担当との窓口となり、仕様調整の場において進行、作業の管理を行うこと。

エ プロジェクトメンバー

設計、テスト、移行等の各作業工程を担当するプロジェクトメンバーを配置すること。

(2) プロジェクト管理

ア 管理方法

現時点で想定している管理項目は、以下に示す通りであるが、受託事業者は契約締結後、速やかにプロジェクト計画を作成し、管理項目について本市と合意を得ること。

イ 進捗管理

一定期間（週次又は月次）で進捗報告書を作成のうえ、プロジェクト責任者、又はプロジェクトリーダーが各担当課に対して実施すること。遅延が発生している場合は、その対応策についても報告すること。

ウ 品質管理

設計書やテストなどの成果物についての品質を報告すること。各工程が完了した

段階での工程完了判定報告書も作成すること。

エ 課題管理

システム開発期間において、課題を管理し、その対応策と共に報告すること。

オ 会議体管理

受託事業者は、システム開発を実施するにあたって、適宜必要となる会議を開催すること。

なお、定期報告の会議体として、定例報告会、工程完了会議等の定例会を設置することとし、必要な報告書類を会議開催までに完備しつつ、会議終了後、打合せ議事録を本市に提出し、その了承を得るものとする。

カ ドキュメント管理

システムを運用するために必要なドキュメントを適切に管理すること。納品成果物等の各種ドキュメントに追加・変更が発生した場合には、随時内容を反映しドキュメントの最新化を図り、変更した設定情報を適切に管理すること。

ドキュメントの正本管理は、受託事業者の管理とする。業務委託後は、本市から受託事業者へドキュメント一式を提供するが、ドキュメントの変更等も同様に受託事業者の管理とする。

なお、ドキュメントの正本管理は、インターネット上でのファイル共有サービスを利用した管理を想定している。

10 費用

回線、データセンター等の使用料、基盤保守費用、機器賃借費用については、本契約満了後に別途契約するものとする。それぞれのランニングコストを明記すること。

なお、本案件に係る費用の内訳は以下のとおりとする。

- (1) プロジェクト管理
- (2) 基盤網の設計費用（ネットワーク設計等）
- (3) 基盤網の設定費用（VLAN 設定、VLAN 間接続可否設定等）
- (4) 拠点機器及び光配線盤の設置、設定費用
- (5) IP 電話ゲートウェイと拠点交換機の接続及び設定費用
- (6) IP 電話機の設置及び設定費用
- (7) 現行基盤からの移行
- (8) 契約期間満了時の機器集約（データ消去を含む）

11 遵守事項

(1) 情報守秘

ア 本業務を行う上で知りえた個人情報等の情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用しないこと。また、本契約業務が終了または解除された後においても同様とするこ

と。

- イ 調達する全てのハードウェアについて、契約期間中に機器を保守交換する場合、引き上げられた機器上に残置された情報については、吹田市情報セキュリティポリシーを遵守し適切な対応を取り、本市により作業終了を確認後、機器を持ち出すこと。
- ウ 本市が特別に許可する場合を除き、本市のネットワークに、外部から持ち込んだ機器を接続することや電話回線等を通じて外部から接続することを禁ずる。
- エ 上記に違反する行動が明らかになった場合には、本市は契約者に対し、損害賠償の請求等、契約に基づいた措置を行う。

(2) 保有する認証等の提示

- ア ISO27001、プライバシーマーク等の情報セキュリティに関する認証を取得していること。また、当該認証取得を示す登録証の写しを提出すること。ただし、取得状況をホームページ等で公表している場合はこの限りでない。
- イ 本仕様書に記載のない事項であっても、本業務の目的に照らし必要であることが明白なものについては、受託者の責任において実施すること。

12 その他

(1) 創意工夫事項

提案者が想定する最適なネットワーク構成、作業負荷軽減に繋がる手法の活用、仕様書で指示している方法よりも効率的な進め方、長期的な展開も視野に入れた提案を具体的に示すこと。

(2) 追加提案

本市の課題を理解した上で、独自の追加提案を歓迎する。なお、追加提案は必須ではないものとする。

(3) 類似案件における実績

本件と類似すると考える移行案件の実績について、示すこと。案件の規模、複雑さ、技術的に難易度の高かった要素とその解決策等があれば示すこと。